

東京都市計画第一種市街地再開発事業の決定（江戸川区決定）
都市計画船堀四丁目地区第一種市街地再開発事業を次のように決定する。

幅員の（ ）は全幅員を示す。

名 称		船堀四丁目地区第一種市街地再開発事業			
施行区域面積		約 2.6ha			
公共施設の 配置及び規模	道路	種 別	名 称	規 模	備 考
		幹線街路	幹線街路補助第 1 4 0 号線	幅員 9.0m（18.0m） 延長 約 175m	整備済み
			幹線街路放射第 3 1 号線	幅員 12.5m（25.0m） 延長 約 130m	整備済み
		区画道路	緑道広場	幅員 8.4m～13.4m 延長 約 150m	拡幅 歩行者デッキを 配置する
			付属街路	幅員 3.0m 延長 約 110m	新設
			区画道路 1 号	幅員 12.5m 延長 約 140m	拡幅
			区画道路 3 号	幅員 10.5m 延長 約 170m	拡幅

建築物の整備	街区番号	建築面積	延べ面積 [容積対象面積]	主要用途	高さの限度	備 考
	I	約 7,500 m ²	約 61,400 m ² [約 48,300 m ²]	庁舎、駐車場	GL+100m	
	II	約 5,400 m ²	約 60,400 m ² [約 43,800 m ²]	店舗、住宅、事務所、駐車場	GL+100m	
建築敷地の整備	街区番号	建築敷地面積	整 備 計 画			
	I	約 9,600 m ²	・ 道路境界線に沿って壁面の位置の制限を設け、道路と一体化した歩行者空間を確保する。 ・ 緑道広場や施設建築物と一体的な広場を設けることにより、にぎわいと憩いの空間を確保する。 ・ 歩行者の安全性や利便性の向上のため、街区Ⅰと街区Ⅱの敷地境界に歩行者専用通路を確保する。 ・ 日常時の駅からの回遊性と、水害等の災害時の安全性を確保するため、歩行者デッキを整備する。			
	II	約 7,300 m ²				
参 考		高度利用地区内、地区計画区域内にあり				

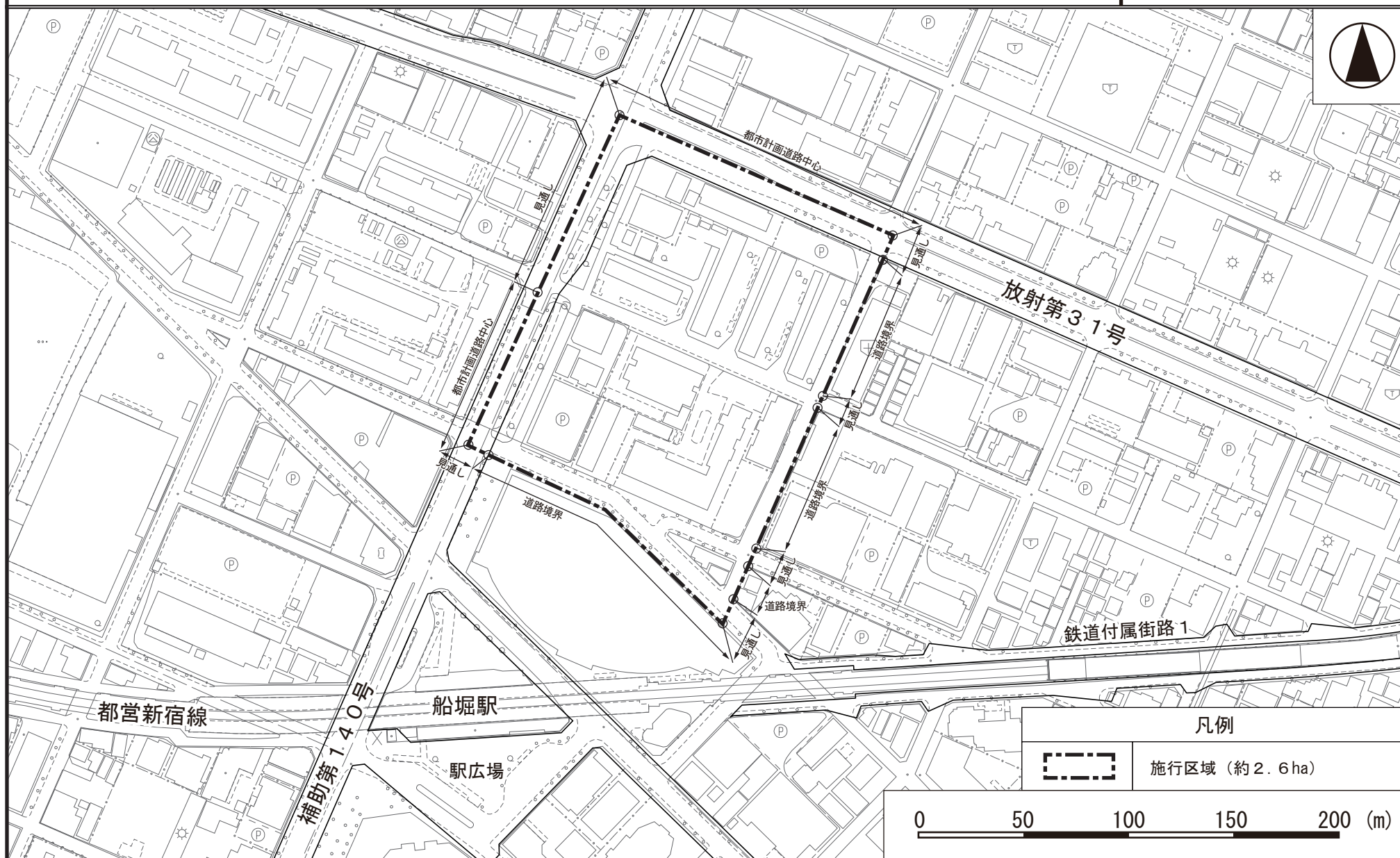
「施行区域、公共施設の配置及び街区の配置、建築物の高さの限度は、計画図表示のとおり」

理由：土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の集積を図り、「行政・防災の中心」にふさわしい複合市街地の形成をするため、第一種市街地再開発事業を決定する。

東京都市計画第一種市街地再開発事業
船堀四丁目地区第一種市街地再開発事業

計画図1(施行区域)

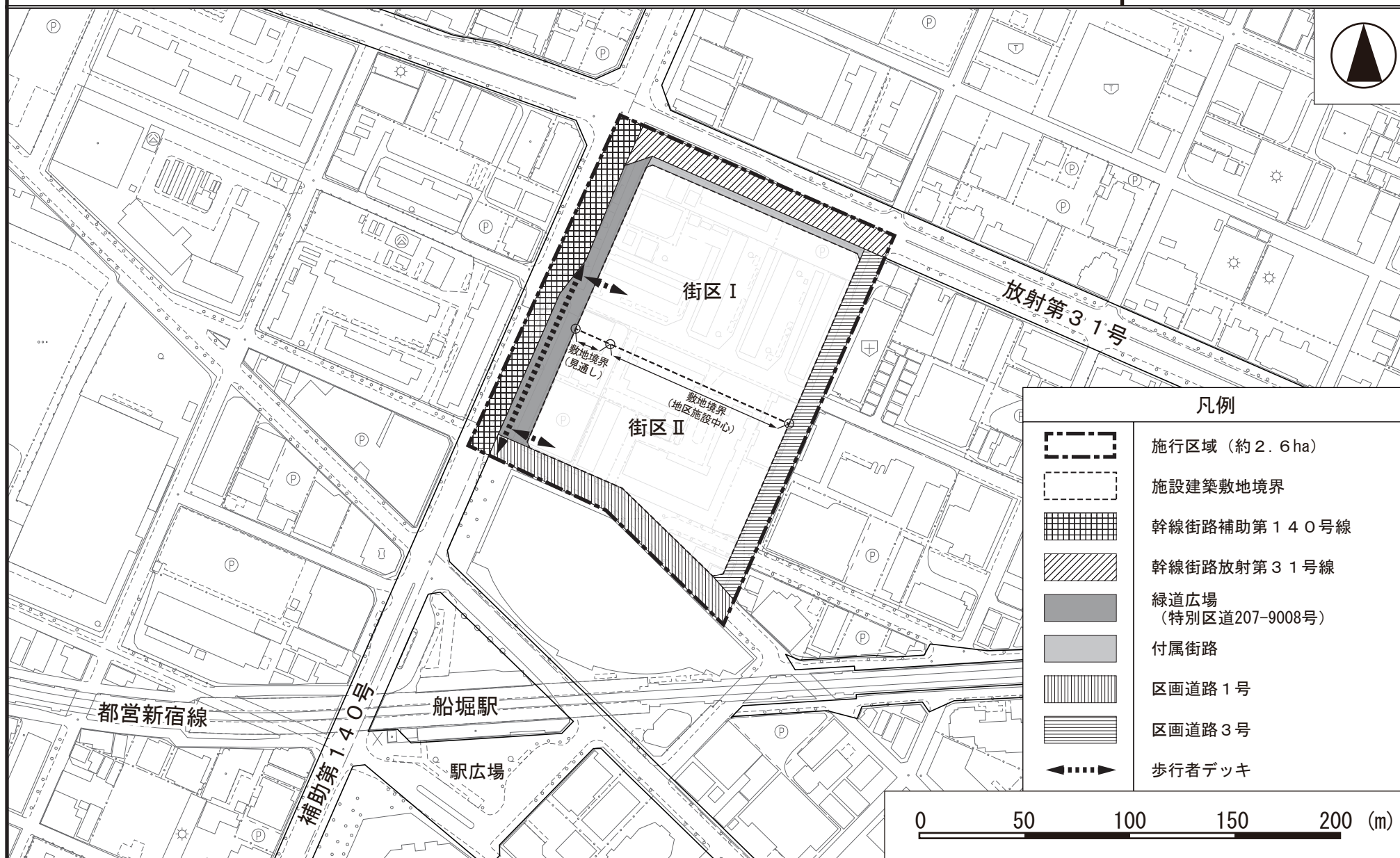
[江戸川区決定]



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。
(承認番号) MMT 利許第 04-K123-3 号、(承認番号) 4 都市基街都第 283 号、令和 5 年 3 月 7 日

東京都市計画第一種市街地再開発事業
船堀四丁目地区第一種市街地再開発事業

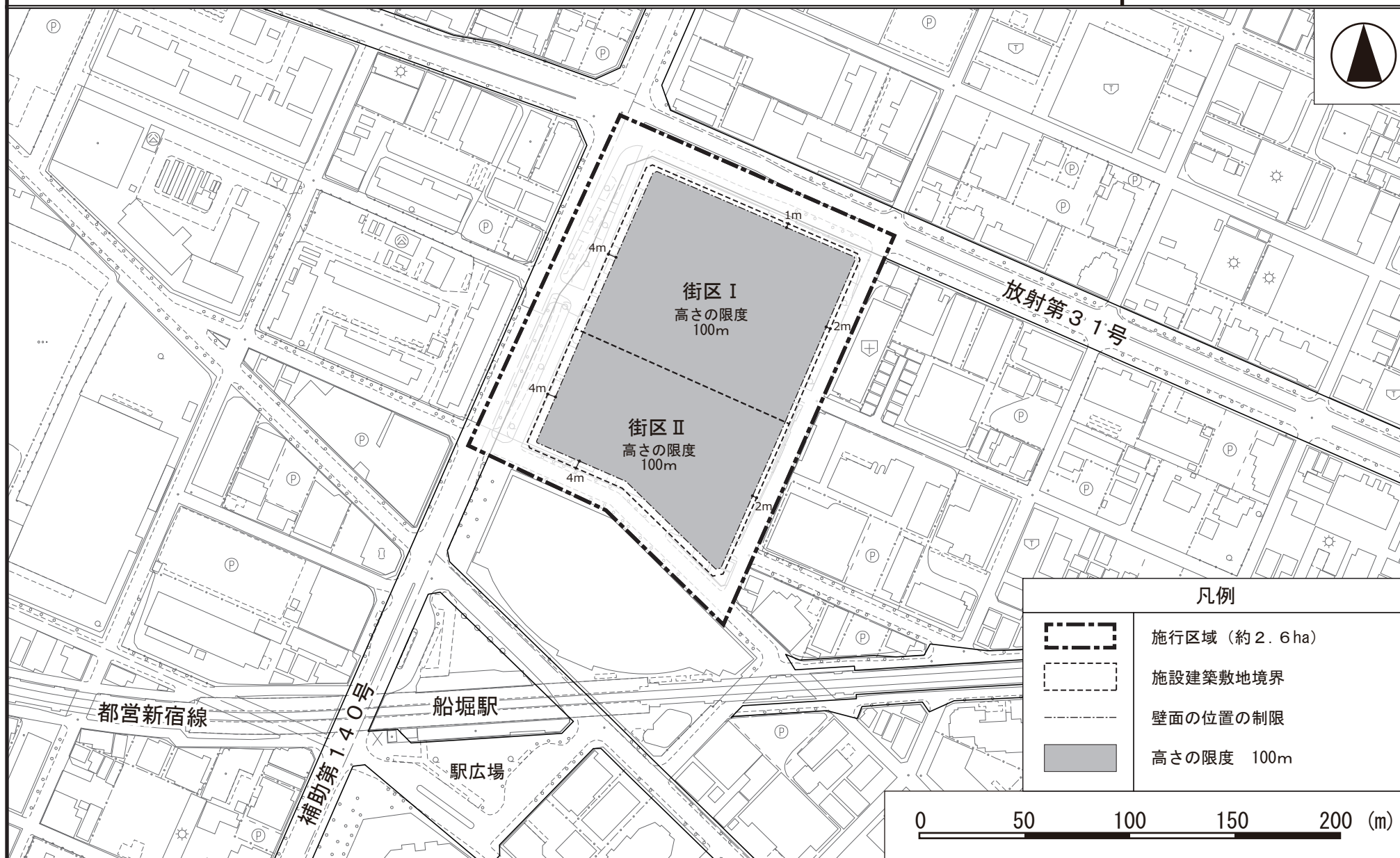
計画図2(公共施設の配置及び街区の配置)
〔江戸川区決定〕



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。
(承認番号) MMT 利許第 04-K123-3 号、(承認番号) 4 都市基街都第 283 号、令和 5 年 3 月 7 日

東京都市計画第一種市街地再開発事業
船堀四丁目地区第一種市街地再開発事業

計画図3(建築物の高さの限度)
〔江戸川区決定〕



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。
(承認番号) MMT 利許第04-K123-3号、(承認番号) 4都市基街都第283号、令和5年3月7日